

## 令和 6 年度から適用される市県民税の主な税制改正について

### 1. 国外居住親族に係る扶養控除等の見直し

令和 6 年度の住民税から、年齢 30 歳以上 70 歳未満の国外居住親族について、次の①から③のいずれにも該当しない場合は扶養控除等の適用および非課税限度額の適用対象から除外されます。

- ① 留学により非居住者になった人
- ② 障がい者
- ③ 扶養控除等を申告する納税義務者からその年における生活費又は教育費に充てるための支払を 38 万円以上受けている人

### 2. 上場株式等の配当所得等に係る課税方式の統一

特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得の課税方式を所得税と一致させることとなりました。

これにより、所得税と異なる課税方式を選択することができなくなります。

所得税で特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得を確定申告すると、これらの所得は住民税でも所得に算入されます。

それにより、扶養控除や配偶者控除などの適用、非課税判定、国民健康保険料や後期高齢者医療保険料、介護保険料などの算定や、各種行政サービスなどに影響が出たりする場合がありますのでご注意ください。

### 3. 森林環境税の創設

森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税及び森林環境譲与税が創設されました。

森林環境税は、令和 6 年度より市民税・県民税(個人住民税)の均等割の枠組みを用いて、国税として 1 人年額 1,000 円を市区町村が賦課徴収することとされており、その税収は、全額が森林環境譲与税として市区町村や都道府県へ譲与されます。

なお、平成 26 年度より、「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」(平成 23 年 12 月 2 日法律第 118 号)の制定に伴い、均等割額に 1 人年額 1,000 円が加算されていますが、こちらは令和 5 年度で終了します。